

令和5年度社会福祉法人山武市社会福祉協議会職員採用試験要領

1. 試験の目的

この試験は、社会福祉法人山武市社会福祉協議会に勤務する職員を採用するため行います。

福祉の仕事に情熱のある方、これまでの学びや経験を福祉の仕事に活かしたいという意欲のある方、これからチャレンジしてみたい方も歓迎いたします。

<本協議会が求める人材>

- 地域の関係者と顔が見える関係づくりができるコミュニケーション能力のある人
- 常に笑顔で地域住民やボランティア等から信頼される、誠実さと責任感がある人
- 人の話を聴くことができ、しっかり伝えることができる人
- 課題を感じ取る力及び課題解決に向けた提案と内容をまとめ積極的に取り組む主体性のある人

2. 募集内容

区分	採用数	業務内容	採用予定日
一般職（事務） 初 級	2名	社会福祉協議会に関する業務全般	令和5年10月1日

3 受験資格

区分	資 格
一般職（事務） 初 級	○平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した方 ※長期勤続によるキャリア形成を図るため、若年層の募集とします。

○次の事項を全て満たしている方とします。

(1) 次の条項に該当しないこと

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 普通自動車運転免許取得者（A T限定可）

(3) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル）が可能なこと

4 受験手続

○申込方法 受験申込書及び受験票に所要事項を記入し、写真を貼付の上、持参又は郵送もしくはメールで提出してください。

※メールの場合は、必ずPDFに変換したデータを添付してください。

○受付期間 令和5年7月3日（月）から令和5年7月26日（水）*必着
午前8時30分から午後5時まで（メールも同様。メール提出の場合は、送信後必ず確認の電話をください。）

※土曜日、日曜日、祝日を除く

○提出書類

（1）受験申込書

（2）受験票

※ホームページからもダウンロードできます。<http://sammushakyo.sakura.ne.jp>

5 試験日及び選考方法

○第1次試験

（1）試験日 令和5年8月6日（日）

（2）会場 山武市社会福祉協議会（山武市成東老人福祉センター内）

（3）日程 ① 受付 9時30分～

② オリエンテーション 10時00分～

③ 筆記試験1 10時20分～

④ 筆記試験2 13時00分～14時00分

*12時から13時までは、昼食・休憩です。

*昼食は、各自ご用意ください。

○第1次試験結果の発表

合否は、令和5年8月22日（火）までに文書にて受験者へ通知します。

○第2次試験

第1次試験合格者に対して、次のとおり実施します。

1. 試験日 令和5年8月30日（水）

2. 会場 山武市社会福祉協議会（山武市成東老人福祉センター内）

*試験日程等の詳細については、第1次試験合格者発表時に通知します。

○第2次試験結果の発表

合否は、令和5年9月8日（金）までに文書にて受験者へ通知します。

6 給与等

山武市社会福祉協議会職員の給与に関する規程によります。

(1) 給料（令和5年度の場合）

○一般職：高校卒 158,900円

○一般職：大学卒 185,200円

※職務経験を有する方には、一定基準で算出した額が加算されます。

(2) 諸手当：地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等

(3) 加入保険：雇用保険、労災保険、社会保険

(4) 退職金制度あり

(5) 採用の日から3か月は、試用期間となります。

7 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間：原則として週38時間45分、1日7時間45分（週休2日制）

午前8時30分から午後5時15分まで（1時間休憩）

(2) 有給休暇：年次有給休暇及び特別休暇制度あり

8 その他

(1) 受験に係る個人情報については、山武市社会福祉協議会個人情報保護規程により扱うものとし、本試験関係のみに使用し、他の目的には使用しないものとします。

(2) 受験関係書類は返却をしません。

(3) 受験に係る交通費は受験者の負担とします。

(4) 受験票を受付期間終了後受験者へ送付しますので試験当日持参してください。

9 問い合わせ・書類提出先

289-1306 山武市白幡1627番地

社会福祉法人山武市社会福祉協議会 担当：鈴木

電話 0475-82-7102

E-mail sammushakyo@etude.ocn.ne.jp